

# 青森県生物多様性戦略【2025-2030】

(改定案)

令和7年2月

青森県環境エネルギー部自然保護課

# 目次

第1章 生物多様性について	
1 生物多様性とは	1
2 生物多様性の重要性	1
3 生物多様性に関する動向	3
第2章 青森県の生物多様性	
1 自然環境	4
2 生物	5
3 生物多様性の恩恵	8
4 生物多様性の現状と課題	10
第3章 基本的事項	
1 戦略改定の趣旨	12
2 位置付け	12
3 対象区域	12
4 計画期間	12
5 計画の進行管理	12
第4章 青森県が目指す社会（将来像）	
1 基本理念	13
2 2050年目標(長期目標)	13
3 2050年目標達成に向けた戦略（2030年目標：短期目標）	14
4 6つの戦略（2030年目標：短期目標）ごとの行動計画	15
5 「自然と共に生きるあおもり」ゲートウェイプロジェクトの推進	16
6 2030年までの重点取組	17
7 SDGsの考え方の活用	20
第5章 行動計画	
戦略1 「生物多様性が身近に感じられる環境をつくる」	21
戦略2 「県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む」	23
戦略3 「自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る」	24
戦略4 「自然を活用した社会課題の解決（NbS）に取り組む」	26
戦略5 「野生鳥獣と人との調和共存を図る」	27
戦略6 「健全な生態系の確保及び回復を図る」	28
第6章 推進体制と進行管理	
1 推進体制	30
2 進行管理	33

# 第1章 生物多様性について

## 1 生物多様性とは

- ・生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。
- ・生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、

### ○生態系の多様性

(森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。)

### ○種の多様性

(動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。)

### ○遺伝子の多様性

(同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。)

という3つのレベルでの多様性があるとしています。

## 2 生物多様性の重要性

### (1) 生物多様性がもたらす恵み

私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）の上に成り立っています。私たちが日々あたりまえと思っている事柄の多くは、生物多様性がもたらす恵みと深く関連しています。

#### ①生命の存立基盤（基盤サービス）

- ・酸素の供給
- ・気温、湿度の調節

- ・水や栄養塩の循環
- ・豊かな土壌

#### ②有用性の源泉（供給サービス）

- ・食べ物
- ・木材
- ・医薬品
- ・品種改良

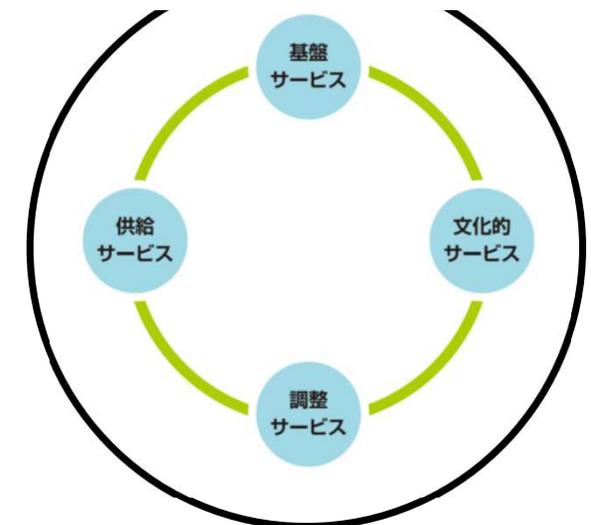
#### ③豊かな文化の根源（文化的サービス）

- ・地域性豊かな文化
- ・自然と共生してきた知恵と伝統

#### ④安全・安心の基礎（調整サービス）

- ・海岸防災林による津波の軽減
- ・森林による洪水被害の軽減
- ・土砂災害、土壌流出の軽減

生物多様性がもたらす恵み  
(生態系サービス)



# 第1章 生物多様性について

## 2 生物多様性の重要性

### (2) 生物多様性が直面する4つの危機

#### ① 第1の危機（開発など人間活動による危機）

人間の活動による、市街地化、森林の過度な伐採、河川改修、沿岸部の埋め立て、護岸建設、農地の整備などの開発が様々な生き物にとって生育・生息環境の悪化をもたらします。

また、鑑賞・商業目的の個体の乱獲や盗掘は、動植物の個体数の減少につながり、絶滅に追い込むこともあります。

#### ② 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる負の影響です。

里地里山のような、人とかがわりがあった生態系は、人間活動により維持されてきましたが、人間の利用が減ることで、薪や炭、屋根を葺く材料を得る場であった里山や草原が利用されなくなった結果、かつて普通に見られた動植物が絶滅の危機に瀕しています。

また、人間活動で個体数が抑えられてきた、シカ、イノシシなどは、農林業の衰退や狩猟圧の低下などにより、個体数が増加し、農作物被害などの様々な問題を引き起こしています。

#### ③ 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

外来種の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な

生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響です。

ペットとして持ち込まれたアライグマ、釣りを楽しむために放流したオオクチバスなどの外来種が在来の生き物を食べ尽くしたり、棲みかを奪うなど、地域固有の生態系を脅かしています。

さらに、殺虫剤や除草剤などを含む、様々な化学物質も生態系への影響が懸念されています。

#### ④ 第4の危機（地域環境の変化による危機）

地球温暖化による気温の上昇とともに、強い台風などの極端な気象現象の増加など、地球規模での環境の変化が生物多様性に深刻な影響を与える可能性があります。



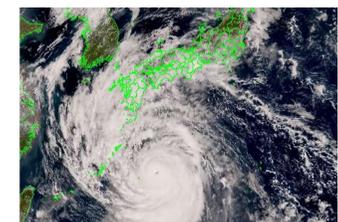
第1の危機関係 ニッコウキスゲ  
(自然保護課撮影)



第2の危機関係 イノシシ  
(農産園芸課提供)



第3の危機関係  
アライグマ (環境省提供)



第4の危機関係 強い台風  
(気象庁ホームページより)

# 第1章 生物多様性について

## 3 生物多様性に関する動向

### (1) 国際的な動向

#### ○昆明・モンテリオール生物多様性枠組

2022（令和4）年12月にカナダ・モンテリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10で愛知目標が採択されて以来、12年ぶりに生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この枠組では、目指すべき2050年ビジョンとして、愛知目標で掲げた、「自然と共生する世界」が引き続き掲げられるとともに、2030年ミッションとして、「2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」といういわゆるネイチャーポジティブ：自然再興の実現」の考え方を掲げています。

### (2) 国内の動向

#### ○生物多様性国家戦略2023－2030

2023（令和5）年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023－2030」は、長期目標として2050年ビジョン「自然と共生する社会」を掲げた上で、2030年までのネイチャーポジティブを目指し、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り、活用するための戦略として策定されました。

この戦略は、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全又は保護することを目指す「30by30目標」の達成等の取組を含め、自然資本を守り活かすための

行動を、全ての国民と実行していくための戦略と行動計画として具体的に示すものです。

### (3) 県内の動向

#### ○ 青森県レッドデータブック（2020年版）作成

平成28年4月に「青森県レッドデータブック改定検討会」を設置し、3分科会に分かれて現状の精査や現状に沿った形での再検討を行い、「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－」を作成しました。

#### ○ 自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想策定（2023（令和5）年9月策定）

自然環境と再生可能エネルギーの共生のあり方について、目指す姿とその前提を定めた「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を策定しました。

#### ○ 「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」策定（2023（令和5）年12月策定）

将来の青森県のめざす姿を県民と共有しながら、その実現に向け進むべき方向性を示し、取り組んでいく指針として、新たな「青森県基本計画」を策定しました。

#### ○ 青森県環境総合プラン策定（2024（令和6）年3月策定）

「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「青森県環境総合プラン」を策定しました。

## 第2章 青森県の生物多様性

### 1 自然環境

本県は、本州の最北端に位置し、東は太平洋、西は日本海、北は津軽海峡に面し、津軽・下北両半島に囲まれた陸奥湾を有しています。

また、奥羽山脈の北端に位置する八甲田山系が中央に広がり、それを境に、気候が日本海型と太平洋型に大別されるなど、地形、地質、気候が地域によって大きく異なります。そのことが、本県の豊かな生物多様性を育んでいます。

これら、本県の豊かな自然環境は、世界自然遺産白神山地、ラムサール条約湿地仏沼、十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、下北半島国立公園、津軽国立公園など、我が国を代表する自然として指定されているほか、むつ市・下北郡の下北地域が下北ジオパークとして、また、八戸市・階上町を含む三陸地域が三陸ジオパークとして日本ジオパーク委員会から認定されています。

なお、県内には、世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」をはじめ縄文遺跡が広く存在しています。これらの遺跡では、木の実や野生動物、海産物、編みかご、漆器等の遺物が多数出土しており、ひとつの資源に集中することなく本県の豊かな生物多様性を活かして、千年以上の長期間にわたり安定的に豊かな暮らしをしていたことがわかっています。

現在、本県では、近年、風力発電所をはじめとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められており、これに伴う問題が顕在化していることから、「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」に基づく「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例（仮称）」により、地域・自然との共生を実現させる取組

を進めています。この中で、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域（再生可能エネルギー事業を計画できない地域）として「保護地域」を設定することとしており、前述の世界自然遺産白神山地、ラムサール条約湿地仏沼、自然公園の一部等がこれに含まれています。



青森県自然公園等位置図

※下北、三陸ジオパークは詳細な区域が特定されていないため、図に示していない

## 第2章 青森県の生物多様性

### 2 生物

#### (1) 植物

植物分布上、青森県はブナやミズナラを主体とする落葉広葉樹林帯（ブナ帯ともいう）に位置しています。

本県のブナは今では山地帯に限ってみられますが、かつては海岸地域にも生育していました。例をあげると、太平洋側東通村海岸に広がる猿ヶ森周辺のクロマツ林は往時ブナ林であったとされていますし、日本海側つがる市のベンセ海岸には約1,400年前のブナ生育を証明する花粉分析の結果が報告されています。これら平地のブナ林は人間生活の営みと共に次第に伐採が進み、その結果、現在残っているブナ林は多くが奥山の山地帯に限られ、大部分が国有林として管理されています。

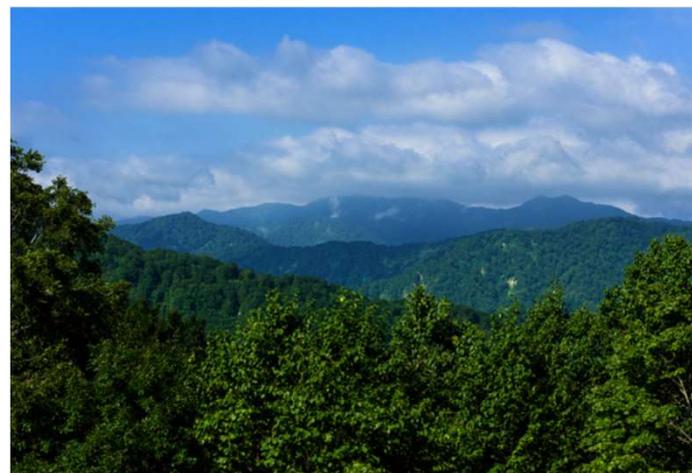
青森県の森林面積は約63万haですが、そのうちブナ林は9万ha余におよび、世界自然遺産に指定された白神山地の一部も含まれます。ブナ林の中に生育している木本・草本類は、太平洋側と日本海側では主としてその気候環境の違いから大きく異なっています。

とりわけ林床に生えるササの種類に違いがみられ、太平洋側ではスズタケやチマキザサがまばらにみられますが、日本海側はチシマザサが密に生育しています。しかも、チシマザサと同じように多雪環境に適応したほふく型の常緑の低木であるハイイヌガヤやヒメアオキ・エゾユズリハなどが多く、混交している針葉樹もヒバ（ヒノキアスナロ）などで、太平洋側にみられるマツ科木本より弾力性があり、雪に対する適応性がみられま

す。

消雪直後から若葉が芽吹くころのブナ・ミズナラ林の林床は非常に明るく、このわずかの期間に地上に届く光を最大限に活用して生きているのがカタクリやキクザキイチゲなど、北国の早春を象徴する植物群です。

ブナ林と並んで5万3千haの生育面積をもつヒバ林も青森を代表する森林で、ヒバは県の木に指定されています。全国の8割以上が本県に生育しており、下北・津軽両半島にその90%が分布しています。陰湿な林床はヒメホテイランなどの希少種を育む環境となっています。なんととっても多いのは19万haにおよぶスギ林で、スギの天然分布の北限は本県となっていますが、ほとんどは人工林です。生育状況によって異なりますが、混交または下生する植生は比較的単純です。



世界自然遺産白神山地  
(自然保護課撮影)

## 第2章 青森県の生物多様性

### 2 生物

#### (2) 動物

北海道とつながっていた寒い時代に南下した動物の一部は、本州北端の高標高地などにとどまって生息しており、津軽海峡の成立にはばまれて本県を北限の生息地として落ちついた種類も多いところ です。

津軽海峡はブレイキストーンによって提唱された動物地理学上の一つの境界線として知られ、ブレイキストーン線（ブラキストーン線）とよばれています。主として哺乳類と鳥類の分布から唱えられたといわれていますが、ほかの動物群についても適用されるケースが多く、本県の動物分布を論じるときには無視できない学説となっています。ヒト以外の霊長類の世界の北限になっているニホンザルなどは、その最たるものでしょう。

哺乳類と同様に、昆虫類をはじめとして陸域で生活する無脊椎動物にとっても、津軽海峡は北方へ分布を拡大する際の大きな障壁になっています。青森県が日本での本来の分布北限になっている無脊椎動物はたいへん多く、昆虫類のゲンジボタルやカブトムシ、甲殻類のサワガニやヌカエビなど、よく知られた種類を多数含んでいます。これらの中には、人為的な移入によって、現在は北海道でも見られるようになっている種類も多いところ です。

一方で、青森県の冷涼な気候は八甲田山のような山地だけでなく津軽半島や下北半島では平地でも寒冷地に特有なミズゴケ湿原を作り、北方系の生物の生息を支えています。キタシロカ

ズメウズムシやニホンザリガニのような、青森県が分布南限かそれに近い分布をしている生物には北海道との共通種が多く、分布を決める要因には気候の影響が大きいと考えられています。

本県周辺の海は、本来北の海で、特に冬季に温度が下がる潮間帯は寒海性の生物の住み場になっています。しかし、日本海側や下北半島の西海岸、陸奥湾の一部では、対馬暖流の影響を受けるため、暖海性の生き物と寒海性の生きものが混じり合った複雑な生物相が見られます。潮汐の小さな日本海側には干潟が発達しませんが、陸奥湾の小湊浅所とむつ市芦崎、それに太平洋側の高瀬川河口部には干潟があり、青森県が分布北限のアカテガニやアリアケモドキ、魚類ではヒモハゼなど、多くの特徴的な海浜生物が生息しています。



**ゲンジボタル**  
(青森県レッドデータブック  
(2020年版) Cランク)

(提供：PhotoAC)



**ニホンザリガニ**  
(同Bランク)

出典：環境省ホームページ  
[https://www.env.go.jp/nature/amezari\\_mondai.html](https://www.env.go.jp/nature/amezari_mondai.html)

# 第2章 青森県の生物多様性

## 2 生物

### (3) 絶滅のおそれのある野生生物

希少野生生物を含む自然環境や生態系は、一度壊されてしまうと復元は非常に困難です。

このため、県では、本県の豊かな自然環境の状況を示す指標となる希少な野生生物の現状を把握し、種の希少性や保護の重要性などについての普及啓発を図るため、青森県レッドデータブックを作成しています。

2020年版に掲載されている種のカテゴリー定義や分類群ごとの数は次のとおりです。

カテゴリー定義

区分	基本概念	要件	対応する環境省カテゴリー
絶滅野生生物 EXランク	県内では、すでに絶滅したと考えられる野生生物	過去の記録・標本等において生息・生育が確認されているが、現在は県内で確認できない種	絶滅 EX 野生絶滅 EW
最重要希少野生生物 Aランク	県内では、絶滅の危機に瀕している野生生物	生息・生育数がきわめて少なく、または生息・生育環境も制限される種で、近い将来県内での絶滅が危惧される種	絶滅危惧ⅠA類 CR 絶滅危惧ⅠB類 EN
重要希少野生生物 Bランク	県内では、絶滅の危機が増大している野生生物	生息・生育数がかなり少なく、または、生息・生育環境もかなり限られた種で、将来県内での絶滅が危惧される種	絶滅危惧Ⅱ類 VU
希少野生生物 Cランク	県内では、生息・生育を存続する基盤が脆弱な野生生物	生息・生育数が少なく、生息・生育環境も限られた種で、現地点では直ちに絶滅危惧とする程ではないが、環境の変化によっては個体数の更なる減少が危惧され、県内での絶滅が心配される種	準絶滅危惧 NT
要調査野生生物 Dランク	県内では、生息・生育情報が不足している野生生物	限定された生息・生育環境や低生息密度などから注目される種であるが、県内での確認例がきわめて少なく、生息・生育実態等が不明なため評価が保留されている種	情報不足 DD
地域限定希少野生生物 LPランク	県内では、地域内に孤立している個体群で、地域レベルでの絶滅のおそれが高い野生生物	生息・生育状況・学術的価値・生物地理学的観点から特に保護に留意すべき、地域個体群	絶滅のおそれのある地域個体群 LP

選定種総括表

カテゴリー 分類群	EX	A	B	C	D	LP	合計
植物合計	6	138	139	114	89	3	489
維管束植物計	6	132	112	52	16	0	318
維管束植物以外計	0	6	27	62	73	3	171
蘚苔類	0	0	12	14	8	2	36
淡水藻類	0	1	0	0	13	1	15
地衣類	0	1	3	8	15	0	27
菌類	0	4	12	40	37	0	93
動物合計	12	54	94	222	150	11	543
脊椎動物計	5	30	47	57	24	7	170
哺乳類	2	4	7	2	10	3	28
鳥類	2	19	35	42	4	0	102
爬虫類	0	0	0	0	3	0	3
両生類	0	0	0	5	0	0	5
汽水・淡水魚類	1	7	5	8	7	4	32
無脊椎動物計	7	24	47	165	126	4	373
昆虫類	7	19	34	152	108	0	320
昆虫類以外の無脊椎動物	0	5	13	13	18	4	53
合計	18	192	233	336	239	14	1,032

※青森県レッドデータブック掲載種は下記URLで確認できます。  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/red-data-book.html>

## 第2章 青森県の生物多様性

### 3 生物多様性の恩恵

#### (1) 生命の存立基盤（基盤サービス）

生態系がもたらす恵みの土台を築くもので、そもそも人間社会を含む生物種や生息域が存在するための酸素の供給、栄養塩の循環、土壌の形成など、命のインフラを形成している機能です。

白神山地や八甲田山などに代表される広大な森林を形成する植物は光合成により二酸化炭素と水から炭水化物を生成し自らの体と栄養分を作り出します。その過程で酸素を放出し、私たちの呼吸に利用されます。また、落ち葉や枯死した植物体は土壌微生物等に分解されて土壌を形成し、動植物の生息生育の土台になります。このように生物多様性の恵みを支える基盤となるサービスで、陸上の植生や土壌微生物、海洋生物などが大きな役割を果たしています。

炭素や栄養塩類の物質循環には、白神山地や八甲田山などに代表される森林、岩木川、馬淵川、奥入瀬川、大畑川、川内川などの河川、太平洋、日本海、陸奥湾などの海を大きく循環している水が支えています。

#### (2) 有用性の源泉（供給サービス）

水、食料、材料、薬品など生活に欠かせない衣食住の基盤となるのが供給サービスです。

##### ① 農産物

米、りんご、ながいも、にんにく、ごぼうなど、本県を代表する農作物のほか、食用菊阿房宮、糠塚きゅうり、一町田のせり、清水森ナンバ、妙丹柿などの地域伝統作物、牛、馬、

豚、鶏、鶏卵、牛乳、はちみつなどの畜産物なども、生物多様性がもたらす恵みです。

また、農耕や運搬、交通手段としての牛馬などへの動物利用もまた多様な特性を持った動物たちがいたからこそ利用することができたものです。

##### ② 林産物

青森ヒバ、南部アカマツといった地域特有の木材や、スギ、ブナ、クリなどの木材は、住宅建材や家具建具材はもちろんのこと、樽や桶など生活の道具、土木資材などに幅広く利用されています。

また、チシマザサ(ネマガリダケ)、モミジガサ(シドケ)、ゼンマイ、ウワバミソウ(ミズ)などの山菜、ナラタケやマツタケなどのきのこ、ヤマブドウ、アケビ、クリ、サルナシなどの木の実、ウルシの樹液などの工芸材料、クマ、キジ、ヤマドリ、カモ類、キツネ、テンなどの狩猟鳥獣からの肉や毛皮も様々な生き物たちの存在があるからこそ利用できるものです。

##### ③ 水産物

ホタテガイ、ヒラメ、クロマグロ、イカ類、ウスメバル、サメ類、ウバガイ（ホッキガイ）、トゲクリガニ、ワカサギ、シラウオ、ヤマトシジミなどの魚介類のほか、コンブ、ワカメ、フノリ、エゴノリ、イワノリ、マツモなどの海藻類など、海に囲まれ、大型の汽水湖を持つ本県は数え切れないほど多様な水産資源に恵まれ、古くから食生活の中心となってきました。

## 第2章 青森県の生物多様性

### 3 生物多様性の恩恵

#### ④ その他の原料・材料等

キハダやホオノキの樹皮やセンブリ、トウキなどの生薬原料、チシマザサ(ネマガリダケ)、アケビのつる、ヤマブドウの樹皮などのかごやざるの材料、麻やシナノキなどの繊維、化粧品の原材料となる植物や動物など、縄文の昔から、生活の道具や薬など、生活する上で必要なものは全て、身近な生き物たちの利用により成り立っていました。

#### (3) 豊かな文化の根源(文化的サービス)

私たちの暮らしに潤いを与えてくれる、地域の祭りや、余暇の場の提供、生物資源を利用するための知恵や技などは文化的サービスといえます。

#### ① 生物資源を利用するための知恵や技

食品加工保存技術(日干し、焼き干し、寒干し、塩蔵)や食材の特性に合わせたバリエーションに富んだ地域食文化、薬としての利用の知恵、木材の特性に合わせた加工技術、繊維加工など植物材料の特性を活かした加工利用技術、マテ漁、氷下漁、投網漁、やな漁、四手網漁、瀬付き漁、しば漬漁など、それぞれの魚種の生態を利用した伝統的漁法など、長年にわたる生き物たちの利用の積み重ねがもたらしてきた知恵や技があります。

#### ② レクリエーション資源の提供

国立公園などの自然公園をはじめとして、スポーツの場としての河川、海岸、山岳の利用や子供の遊び場や自然観察会

の場としての水辺、草むら、里山、産業体験の場としての農地、林地、海岸なども文化的なサービスを生物多様性がもたらしているものと考えられます。

#### ③ 祭り

県内各地には、生き物たちと関わりのある様々な祭りが今も残っています。津軽のお山参詣や虫送り、荒馬、下北のもちつき踊り、南部のえんぶりなどの伝統行事はその代表的なものといえます。

#### (4) 安全・安心の基礎(調整サービス)

洪水、土砂、飛砂災害などから生活を守る働きや植生の被覆によるヒートアイランド現象等の抑制など気候の緩和、森林や海岸の藻場など、植物による二酸化炭素の吸収や、干潟や河畔の植生や二枚貝など底生生物による水質浄化作用の働きなどは、調整サービスとされています。

むつ市の芦崎湾や平内町の浅所海岸、岩木川の河口や小川原湖湖沼群などの干潟は、多くの水生生物の生活を支え、産卵や幼稚仔魚に成育の場を提供する以外にも、水中の有機物を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し、酸素を供給するなど水質の浄化に大きな役割を果たしています。

東日本大震災の津波の被害を緩和した太平洋岸の海岸防災林、野辺地町にある日本最古の鉄道防雪林、飛砂や潮風から農地を守る屏風山のクロマツ林など、生物の力を上手に利用して災害を防いでいます。

## 第2章 青森県の生物多様性

### 4 生物多様性の現状と課題

#### (1) 生態系への配慮を欠いた開発や乱獲による生息地域の減少

- 人口増加や高度経済成長に伴い、利便性向上や効率化を図るため、道路や港湾、海岸などの整備、大規模な農地開発やほ場整備、化学肥料と農薬を多用した栽培技術の定着、木材の需要増に対応するための拡大造林政策による広葉樹林の伐採とスギ人工林の増加、エネルギーや水需要を満たすためのダムや水路の造成による河川の連続性喪失、有害な化学物質の使用など、生態系への配慮を欠いた開発により野生動植物の生息、生育基盤は急速に失われてきました。
- 生活のゆとりや趣味の多様化等に伴い、高山植物やエビネ類などのラン科植物、オキナグサ、サクラソウなどの山野草、ニホンザリガニやカブトムシ、キタノメダカなどが乱獲され、身近だった生き物たちが姿を消しています。
- また、湿地帯や疑似湿地におけるナガボノシロワレモコウ、ゴマシジミ、クシケアリの関係などのように、様々な種がつながりを持って生存していることから、ひとつの種の絶滅が、つながりを持つ多くの種の絶滅につながっています。
- ミツバチへの有毒性の懸念からヨーロッパにおいて一部のネオニコチノイド系農薬の使用が暫定的に制限されたことから、国内においても、ネオニコチノイド系農薬の使用による生物多様性への影響が懸念されるという声が高まっています。
- 本県は全国でも有数の風力発電に適した地域であり、近年、風力発電所をはじめとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められています。特に風力発電所では希少鳥類等のバー

ドストライクが懸念されるなど、再生可能エネルギー事業に対する問題が顕在化しています。

#### (2) 自然に対する人の関与の減少

- 人口減少や高齢化による一次産業の担い手不足等に伴い、農地の耕作放棄や森林の手入れ不足、海岸、河川などの荒廃が進んでいます。
- 化石燃料や電気の普及、トラクターやトラックの普及などに伴い薪炭利用や採草利用が減少し、里山の環境が大きく変化しました。
- 里山に広がっていた草地の減少により、オオルリシジミの食草であるマメ科のクララが減少し、オオルリシジミは絶滅しています。
- 石油製品や輸入資材の普及等により、暮らしの道具などへの身近な生物資源の利用が衰退しています。
- 里山利用や狩猟の衰退、郊外への住宅団地の造成、森林に通じる道路の整備等により、クマやサルなど野生動物の行動範囲と人の行動範囲が近くなり人との軋轢が増加しています。

#### (3) 地球規模の気候変動に伴う影響

- 気温の上昇に伴い、りんごなど果樹栽培適地の変化や農作物の病虫害の増加などによる農業への影響、様々な動植物の生息、生育適地が変化することによる森林生態系への影響

## 第2章 青森県の生物多様性

### 4 生物多様性の現状と課題

(森林病虫害の増加、動植物の種及び地域個体群の絶滅、景観の変化等)が懸念されています。

- 海水温の上昇に伴い、漁獲される魚介類の種類や漁獲量の変化など漁業への影響が懸念されています。

#### (4) 外来種の侵入等による影響

- 県内の広い地域でハクビシンや野生化したアライグマの分布が拡大しており、農作物、文化財、家屋に係る被害が増加しています。
- オオクチバスやブルーギルの放流、ミシシippアカミミガメの放逐、ウシガエルの侵入等に伴い、在来種の生息の場が奪われるなど、生態系への影響が見られます。
- オオハンゴンソウやアレチウリの繁茂が、鳥類の繁殖や既存植生の衰退など、生態系に影響を与えています。
- ホタルや淡水魚類などの移入により、各地域で固有な遺伝子の多様性への影響が懸念されています。
- 県南地域では、野生化したコブハクチョウが繁殖しており、生態系への影響が懸念されています。
- 明治時代に本県で地域絶滅したニホンジカやイノシシが全国的に分布域を拡大し、近年、本県においても生息が確認されており、在来植生や農作物への食害、森林への被害等が懸念されています。

#### (5) 生物多様性の恵みとの関わりの変化

私たちは、縄文の昔から、生きていくための水や食料、住居、

衣類、燃料、薬や道具などすべてのものを周りの自然環境から得ていました。そのため、過剰な自然資源の利用は将来の利用に影響を及ぼすことを肌で感じとることができていました。

しかし、エネルギー革命、経済の高度経済成長やグローバル化の進展などによる社会構造の変化に伴い、効率性、経済性、利便性を過剰に追求し、知らず知らずのうちに自然資源利用の知恵を忘れ、自分たちの周りのみならず、世界各地の生物多様性に影響を与えるライフスタイルを選択してきました。

また、暮らしと生き物たちとのつきあい方は、それぞれの地域の集落の成り立ちや立地環境などにより大きく異なりましたが、経済のグローバル化により、人が関与しながら上手に恵みを利用するということがなくなり、山菜やきのこなどの森の恵みにしても、そこにある分、採れる分をすべて採って換金するなど、持続可能な利用とはかけ離れた利用へシフトし、地域の特徴的な生き物たちとのつきあい方(恵みの利用の多様性)をも失ってきました。

#### (6) 生物多様性の現状把握についての課題

本県の生物多様性は、前述のような現状にあると考えられますが、調査活動の減少などにより、その正確な現状把握が困難となってきました。

## 第3章 基本的事項

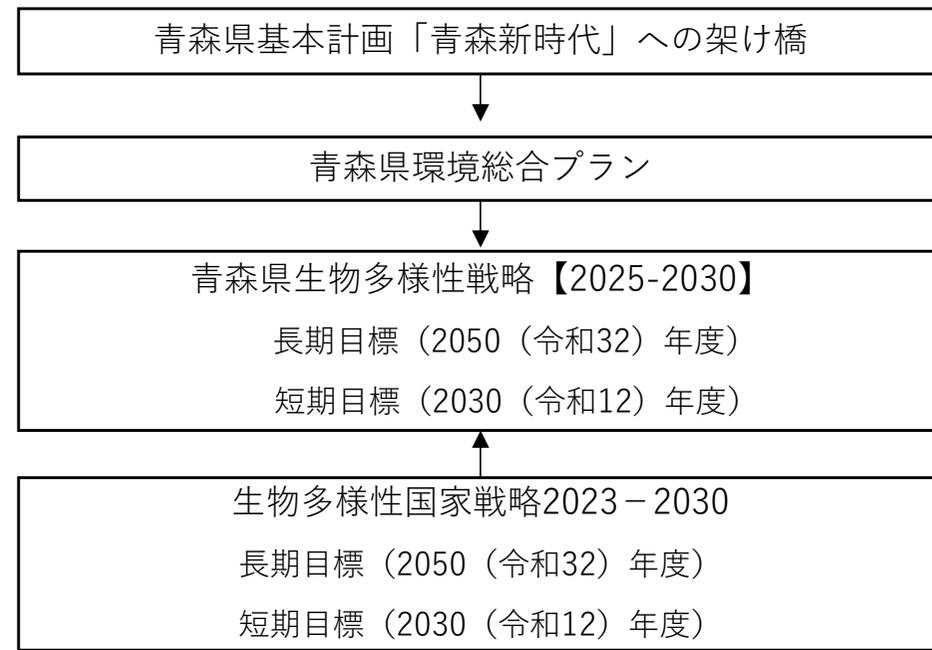
### 1 戦略改定の趣旨

2014（平成26）年3月に策定した青森県生物多様性戦略（以下「県戦略」という。）は、生物多様性基本法第13条第1項に基づく、県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的計画であり、基本理念及び2050年の目標、県民をはじめとする様々な主体が担う役割などを定め、全県を対象に、平成26年度から10年間で取り組むべき具体的施策を示した行動計画です。

県戦略は、策定から10年を経過し計画期限を迎えたこと、また、国が令和4年度に「生物多様性国家戦略2023－2030（以下「国戦略」という。）」を閣議決定し、「2030年までに生物多様性の損失を止め自然を回復軌道に乗せる」というネイチャーポジティブの実現を新たに掲げたことから、今般、国戦略等との整合を図るため、県戦略【2025-2030】として改定します。

### 2 位置付け

- 生物多様性基本法第13条第1項に基づき、生物多様性国家戦略を基本とした、県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的計画
- 「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」及び「青森県環境総合プラン」の内容と整合した個別計画
- 基本理念、2050年目標、及び2050年目標達成に向けた戦略（2030年目標）を定め、2030年までに取り組むべき具体的な施策を示す行動計画



### 3 対象区域

青森県全域とします。

### 4 計画期間

2025（令和7）年度～2030（令和12）年度

### 5 計画の進行管理

施策の取組状況の点検・評価に当たっては、OODAループ<sup>(※1)</sup>及び順応的管理<sup>(※2)</sup>の考え方を活用します。

※1 OODAループ（ウーダグループ）：O（Observe：観察する）、O（Orient：方向づける）、D（Decide：決断する）、A（Act：実行）のサイクルによる軌道修正を短期的に繰り返す、機動力を重視した意思決定手法のことで、見通しの立たない状況における目標達成に有用とされる。

※2 順応的管理：不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方・システムで、特に野生生物や生態系の保護管理に用いられる。例えば、野生生物保護管理の場合、当初の予測がはずれる事態が起こり得ることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変えるフィードバック管理（順応性）が必須となる。

## 第4章 青森県が目指す社会（将来像）

### 1 基本理念「いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きるあおもり」

自然に対し畏敬の念を持ち、先人たちが歩んできた自然との営みの中で日々の生活を見つめ直し、本県の豊かな生物多様性に裏打ちされた暮らしを再認識するとともに、いにしえから自然と共生してきた地域として、様々な生き物たちが織り成す命の輪を守り、自然の恵みを授かりものと感謝し、真の豊かさを実感できる、「いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きるあおもり」を基本理念とした自然共生社会の構築を目指します。

### 2 2050年目標（長期目標）

自然共生社会を構築していくためには

- 地域の自然やそこに生息・生育する生き物を知ること自分たちの生活や社会の仕組みを理解する。【知る】
- 生物多様性がもたらす恵みの価値を理解し、すべての産業活動において、自然資源を上手に活用しながら、持続可能な利用を推進する。【活かす】
- 様々な生き物たちの営みを理解し尊重し、守り育てることで、将来の世代まで持続可能に活用できる社会を目指す。【守る】

必要があると考えます。

よって、自然共生社会を構築していくためのアプローチとして、「知る」、「活かす」、「守る」の3つの柱に沿って、以下のとおり2050年目標を設定します。

目標1 【知る】人と自然のつながりを理解し次代に伝えるあおもり

目標2 【活かす】生物多様性がもたらす恵みを活かすあおもり

目標3 【守る】いきものたちの命を守り育てるあおもり

## 第4章 青森県が目指す社会（将来像）

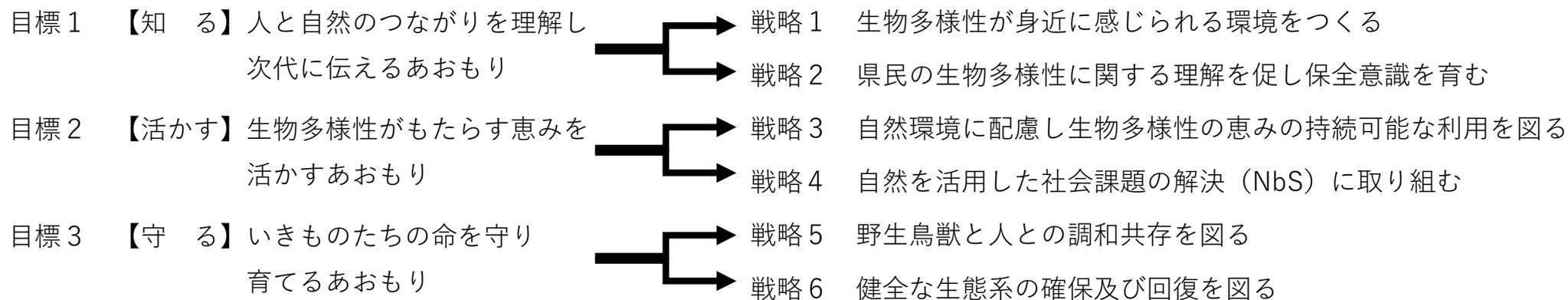
### 3 2050年目標達成に向けた戦略（2030年目標：短期目標）

【2050年目標達成に向けた6つの戦略（2030年目標：短期目標）】

本県は、古くから様々な生き物たちと関わりを持ちながら、その恵みを上手に利用することで自分たちの命をつないできました。今でも、本県の生物多様性のポテンシャルは比較的高く、私たちは様々な恵みを受けて暮らしています。しかし、いのちの源である生物多様性は、ここ数十年の間に過度な経済性や効率性の追求により悪化が続いており、絶滅や大きく減少した生き物たちも多く、このまま生物多様性に配慮を欠いた暮らしを続けていくと、将来の私たちの暮らしに大きな影響を与えるおそれがあります。

これまでの自然とのつきあい方を見つめ直し、先人達が築き上げた知恵や技を再認識しつつ、生物多様性に配慮した新たなライフスタイルを作り上げていく必要があります。

本戦略では、2050年目標達成に向けて6つの戦略（2030年目標：短期目標）を示します。



# 第4章 青森県が目指す社会（将来像）

## 4 6つの戦略（2030年目標：短期目標）ごとの行動計画

### 【行動計画】

6つの戦略ごとに、2030年までに取り組むべき具体的な施策を行動計画として示します。

基本理念：いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きるあおもり			
2050年目標 （長期目標）	2050年目標達成に向けた戦略 （2030年目標：短期目標）		行動計画（取組）
【知る】 人と自然のつながりを理解し次代に伝えるあおもり	戦略1	生物多様性が身近に感じられる環境をつくる	(1) 自然環境に関する情報の集約
			(2) 情報の発信及び普及啓発の推進
			(3) 自然とのふれあい推進
			(4) 生物多様性を保全する体制の構築
	戦略2	県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む	(1) 環境学習の取組推進
			(2) 地域における自然環境を支える人財育成の推進
【活かす】 生物多様性がもたらす恵みを活かすあおもり	戦略3	自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る	(1) 生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進
			(2) 生物多様性保全型の観光利用の推進
			(3) 生物多様性に配慮した企業活動の促進
	戦略4	自然を活用した社会課題の解決（NbS）に取り組む	(1) 生物多様性の観点からの地球温暖化防止対策の推進
			(2) 地域の伝統的な食・産業・文化から得られる恵みを活用した振興の推進
			(3) 自然の恵みを活かした防災・減災の推進
【守る】 いきものたちの命を守り育てるあおもり	戦略5	野生鳥獣と人との調和共存を図る	(1) 野生鳥獣と人との関係性の再構築に向けた取組の推進
			(2) 野生鳥獣の適切な保護管理
	戦略6	健全な生態系の確保及び回復を図る	(1) 県土（陸及び内陸水域）の30%以上を保全
			(2) 希少種の保全と外来種対策

## 第4章 青森県が目指す社会（将来像）

### 5 「自然と共に生きるあおもり」ゲートウェイプロジェクトの推進

本県の雄大で深甚な自然環境は、縄文時代までさかのぼり、私たちの生活を大いに支えてきました。そして、私たちは古（いにしえ）からこの自然環境の恵みを受け、農業や漁業などの生業を営み、産業を振興させ、暮らしを営んできました。

地域の生活や文化を支えてきた自然は、誰かが勝手に守ってくれるものではなく、地域に住む自分たちが、その素晴らしさを感じ、そこに多様な生物が息づいていることの重要性を理解し、私たちの暮らしと自然のつながりを意識して、多くの主体が互いに手を取り合い、育てながら守り続け、将来の世代へと引き継ぐ必要があります。

このため、「いきものたちを育み恵みを受ける自然と共に生きるあおもり」を基本理念とした、自然共生社会を構築していくための2050年目標及び2030年目標の達成に向け、シンボルプロジェクトとして、『「自然と共に生きるあおもり」ゲートウェイプロジェクト』を推進します。

#### 「自然と共に生きるあおもり」ゲートウェイプロジェクト

豊かな生物多様性を有する本県の自然環境を将来の世代へと引き継ぐことを目指し、世界自然遺産白神山地や日本の重要湿地であるベンセ湿原、田代平湿原やラムサール条約湿地仏沼のほか、県白神山地ビジターセンター及び県立自然ふれあいセンターを、自然についての学びや生物多様性の保全活動へと誘うゲートウェイ（玄関口）と位置付け、保全活動や利用の促進、人材育成などに取り組みます。

県内外から多くの方がゲートウェイとして位置付ける地域・施設を訪れ、ここを起点として本県の自然の豊かさを実感していただくことで、自然共生社会の構築に繋がっていきます。

#### <取組内容>

- 国、関係自治体、企業、地域団体、教育機関など様々な主体の連携によるベンセ湿原、田代平湿原、仏沼の生物多様性保全活動の促進
- 県白神山地ビジターセンター、県立自然ふれあいセンターの利用拡大に向けた自然体験プログラム等の充実
- 白神山地来訪者数の増加に向けたアクティビティプログラムの活用強化と県内外への魅力発信
- 自然環境の保全に携わる人材や自然の魅力を解説するガイド人材の確保、育成

## 第4章 青森県が目指す社会（将来像）

### 6 2030年までの重点取組

「自然と共に生きるあおもり」ゲートウェイプロジェクトと連動して、2050年目標の達成に向け、2030年時点において実現される状態像を重要業績指標（KPI）で表すとともに、その実現に向けて2030年まで特に注力する取組を重点取組と位置付け、施策を展開します。

重点取組については、「第5章 行動計画」における「取組」の中で、該当する取組に〔重点〕と記載します。

#### 目標1【知る】 人と自然のつながりを理解し次代に伝えるあおもり

##### 2030年における状態像：重要業績評価指標（KPI）

県白神山地ビジターセンター及び県立自然ふれあいセンターにおける自然体験事業参加者数

現況 610人(R5)      目標 700人(R10)

##### 重点取組：県白神山地ビジターセンター及び県立自然ふれあいセンターを中心とした自然体験事業等の推進（戦略1(2)、(3)関連）

###### ○ 取組内容

- ・ 県白神山地ビジターセンター、県立自然ふれあいセンターの利用拡大に向けた自然体験プログラム等の充実【戦略1(3)②】
- ・ 自然環境の保全に携わる人材や自然の魅力を解説するガイド人材の確保、育成【戦略1(3)⑤】
- ・ 白神山地来訪者数の増加に向けたアクティビティプログラムの活用強化と県内外への魅力発信【戦略1(2)④】
- ・ 生物多様性に関連するイベント等と連携し、県民の自然とのふれあいを促進【戦略1(3)⑥】

###### ○ 期待される効果

- ・ 県民が自然とふれあう環境が充実し、生物多様性が身近に感じられる

※【 】内は「第5章 行動計画」における「取組」の該当箇所 以下目標2、3も同じ

## 第4章 青森県が目指す社会（将来像）

### 6 2030年までの重点取組

#### 目標2【活かす】 生物多様性をもたらす恵みを活かすあおもり

##### 2030年における状態像：重要業績評価指標（KPI）

自然共生サイト<sup>(※3)</sup> 認定数

現況 1か所(R5)      目標 8か所(R12)

##### 重点取組：自然共生サイトの登録推進による生物多様性に配慮した企業活動の促進（戦略3（3）関連）

###### ○ 取組内容

- ・ 民間企業等に自然共生サイトの制度を周知し、メリットや必要性を解説することで登録を促進【戦略3(3)⑥】

###### ○ 期待される効果

- ・ 自然共生サイトの登録が進むことで、30by30目標の達成、ネイチャーポジティブの実現、企業の社会的責任（CSR）が果たされ、企業価値が向上する

※3 自然共生サイト：企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する制度。認定区域は、保護地域との重複を除き、OECM（保護地域以外で生物多様性に保全に資する区域）として国際データベースに登録される。

なお、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）が令和7年4月1日に施行された後は、同法に基づき、特定の場所に紐づいた活動実施計画の認定制度に変更される予定。

## 第4章 青森県が目指す社会（将来像）

### 6 2030年までの重点取組

#### 目標3【守る】 いきものたちの命を守り育てるあおもり

##### 2030年における状態像：重要業績評価指標（KPI）

狩猟免許所持者数

現況 1,888人(R5) 目標 2,300人(R12)

##### 重点取組：野生鳥獣と人との調和共存（戦略5（1）（2）関連）

###### ○ 取組内容

- ・ 指定管理鳥獣であるニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマの科学的かつ計画的な保護管理対策の実施【戦略5（2）③】
- ・ 野生鳥獣による被害防止対策の総合的な実施及び野生鳥獣のエサとなるものを人の生活圏の中に放置しないなど、人と野生鳥獣との棲み分け促進による適切な関係づくり【戦略5（1）②】
- ・ 野生鳥獣による被害防止対策の担い手である狩猟者の確保、育成【戦略5（1）③】

###### ○ 期待される効果

- ・ 適切な管理対策により人と鳥獣の軋轢を低減し、お互いが共存できる関係が作られる

##### 2030年における状態像：重要業績評価指標（KPI）

県内の陸域及び内陸水域の保護地域とOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の総面積

現況 174,702ha(R5) 目標 290,000ha(R12)

##### 重点取組：各種制度を活用した健全な生態系の確保（戦略6（1）関連）

###### ○ 取組内容

- ・ 国、関係自治体、企業、地域団体、教育機関など様々な主体の連携によるベンセ湿原、田代平湿原、仏沼の生物多様性保全活動の促進【戦略6（1）⑦】
- ・ 自然共生サイトであるベンセ湿原の維持管理のため、刈払いや木道整備等の実施【戦略6（1）⑤】
- ・ 「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」に基づく共生条例（仮称）による守るべき環境の保全【戦略6（1）②】

###### ○ 期待される効果

- ・ 健全な生態系の確保により、30by30目標の達成及びネイチャーポジティブが実現する

## 第4章 青森県が目指す社会（将来像）

### 7 SDGsの考え方の活用

本戦略では、複数の課題を統合的に解決することを目指す「SDGs」の考え方を取り入れ、分野横断的に行動計画の取組を展開することにより、本県が直面する経済・社会・環境課題の解決に資することを目指します。

なお、本戦略における基本戦略とSDGsとの関係については次の表のとおりです。

	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
戦略① 生物多様性が身近に感じられる環境をつくる			○	○							○	○		○	○		○
戦略② 県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む				○					○			○	○				○
戦略③ 自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る	○	○				○		○				○		○	○		○
戦略④ 自然を活用した社会課題の解決（NbS）に取り組む			○				○				○		○	○	○		○
戦略⑤ 野生鳥獣と人との調和共存を図る		○						○			○				○		○
戦略⑥ 健全な生態系の確保及び回復を図る			○			○	○				○	○	○	○	○		○

「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

出典：国連広報センター「2030アジェンダ」  
[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

# 第5章 行動計画

## 戦略1 「生物多様性が身近に感じられる環境をつくる」

私たちの暮らしを生物多様性に配慮した新たなライフスタイルに変革するため、まずは生物多様性を身近に感じられる環境をつくることが求められています。

そのためには、県民に対して生物多様性についての情報発信を行うとともに、自然とのふれあいを推進する環境を整備する必要があります。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるためには、県民や事業者、民間団体、教育機関、専門家や研究機関、行政などの多様な主体それぞれが当事者意識を持ち取組を進めていくことが重要であり、協働して生物多様性を保全する体制の構築が必要です。

### ◇取組

#### (1) 自然環境に関する情報の集約

- ① 大学や調査研究機関、市民グループ等による各種調査活動の促進及び環境省のモニタリングサイト1000<sup>(※4)</sup>の調査結果などによる生態系の現状把握
- ② 絶滅のおそれのある希少種を「青森県レッドデータブック」に、生態系や農林水産業等へ影響を及ぼすおそれのある外来種を「青森県外来種リスト」に集約
- ③ 自然環境に関連する各種施設（大学、研究機関、博物館、ビジターセンター、体験施設等）のネットワーク化による情報共有及び知見の集積
- ④ 総合博物館である県立郷土館を核とした公的機関のみならず、市民団体等が把握している情報なども含めた自然環境に関する資料の収集

#### (2) 情報の発信及び普及啓発の推進

- ① Webサイトによる生物多様性についての情報発信
- ② 県立自然ふれあいセンターをはじめ、県内各地に整備されている自然体験・普及啓発施設における情報発信及び普及啓発活動の推進
- ③ 生物多様性に配慮した「エシカル消費」<sup>(※5)</sup>の推進
- ④ 白神山地来訪者数の増加に向けたアクティビティプログラムの活用強化と県内外への魅力発信〔重点〕

#### (3) 自然とのふれあい推進

- ① 自然体験施設における体験プログラムの充実などを通じた利用の促進
- ② 県白神山地ビジターセンター、県立自然ふれあいセンターの利用拡大に向けた自然体験プログラム等の充実〔重点〕
- ③ 森林整備活動や水辺の生き物調査、農林水産業体験などの取組による自然環境や地域文化への理解促進
- ④ 都市公園や緑地などの計画・維持・管理への県民参加の推進及び地域における緑化活動や各家庭・事業所の壁面緑化など、身近な緑づくりの推進
- ⑤ 自然環境の保全に携わる人材や自然の魅力を解説するガイド人材の確保、育成〔重点〕
- ⑥ 生物多様性に関連するイベント等と連携し、県民の自然とのふれあいを促進〔重点〕

※4 モニタリングサイト1000：環境省が2003年に始めた事業。全国に1,000か所以上の調査サイトを設置し、100年以上モニタリングを継続することで、基礎的な環境情報の収集を長期にわたって継続して、日本の自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握することを目的としている。

※5 エシカル消費：エシカル（ethical）とは、日本語で「倫理的な」という意味であり、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動のこと。

## 第5章 行動計画

### 戦略1 「生物多様性が身近に感じられる環境をつくる」

#### (4) 生物多様性を保全する体制の構築

- ① 地域連携保全活動支援センター<sup>(※6)</sup>による生物多様性に関する情報提供
- ② 生物多様性の保全につながる様々な制度の積極的な活用による県民参加の自発的な活動の促進
- ③ 生物多様性の保全や利用について定期的に語り合う場の創出や、様々な主体がひとつのテーブルにつき、生物多様性の課題への解決策を見いだす仕組みづくりの検討
- ④ 多様な主体による生物多様性の保全活動として、様々な機会を活用した広報及び各種表彰事業への推薦などの活動促進
- ⑤ 市町村における生物多様性地域戦略の策定支援及び県や市町村が策定する行政計画への生物多様性保全の反映
- ⑥ 県庁内の関係部局が連携した生物多様性の保全に向けての取組を推進するための体制づくり

※6 地域連携保全活動支援センター：各主体間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供や助言を行う拠点として、生物多様性地域連携促進法において地方自治体に設置に努力するよう義務づけられており、本県では自然保護課内に設置している。

# 第5章 行動計画

## 戦略2 「県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む」

県民が生物多様性の価値を理解し、生物多様性の保全に向けた行動を取るためには、環境学習の推進が効果的です。

身近な自然の中での生き物とのふれあいなど、体験型の環境学習の充実が期待されているとともに、様々な機会や場を通じて、継続的な普及啓発を行っていく必要があります。

生物多様性に関する環境学習を推進するためには、自然や環境について理解を深めるプログラムの実施、環境学習を指導できる人財の育成及び環境保全活動に取り組む地域、事業者、団体、行政などとの連携も重要です。

### (2) 地域における自然環境を支える人財育成の推進

- ① 脱炭素・循環型・自然共生社会づくりなどに関する幅広い知識や経験を有する人財を発掘しデータベース化するとともに、データベース登録候補者の人財育成
- ② 担い手や指導者の人財不足と高齢化による後継者不足に対応するため、新たな人財の確保・育成のための研修会や講座の開催
- ③ 教員の環境教育に係る資質の向上

### ◇取組

#### (1) 環境学習の取組推進

- ① 学校や家庭、地域における生き物や水質の調査などによる体験型の環境学習活動の推進
- ② 環境教育の現状把握及びESD<sup>(※7)</sup>の推進に向けた周知・啓発活動の実施
- ③ 児童生徒の学習段階や様々な対象に合わせたプログラムや教材の整備及び出前トーク<sup>(※8)</sup>による講師派遣や環境出前講座などを通じた環境学習活動の推進
- ④ リサイクル活動や生き物調査など、地域において子どもたちが自主的な環境学習や実践活動に取り組む「こどもエコクラブ」<sup>(※9)</sup>の結成、活動促進

※7 ESD：「Education Sustainable Development」の略で「持続可能な開発のための教育」のこと。問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習教育活動

※8 出前トーク：県政に関係する様々なテーマについて、県民の皆さんの集会や学習会に県職員が直接出向いて説明する制度

※9 こどもエコクラブ：地域における子どもたちの主体的な環境学習や活動を支援するため、国が平成7年度に創設した制度で、幼児から高校生までの数人のメンバーと大人のサポーターでグループをつくり、こどもエコクラブ全国事務局に登録する。

## 第5章 行動計画

### 戦略3 「自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る」

農林水産業は、土壌微生物や生物防除等様々な生き物たちの力を借りるなど、生物多様性の豊かさによって成り立っています。一方、農薬や肥料の不適切な使用などは、生産基盤のみならず、水の循環を通じて広く影響を及ぼし、様々な生き物たちの生息・生育環境の悪化を招きます。

県土の約7割を占める森林は、多様な生物の生息・生育の場として重要な役割を担っていることから、林業生産との調整を図りながら、森林の有する公益的機能を発揮させていくことが重要です。

水産業は、生物多様性と直接的に関係する産業であり、今後も持続可能なものとするためには、生産力を支える海や湖沼河川の生態系を健全に保つことが不可欠です。また、沿岸域は特に、幼稚魚の育成場所でもあり、生物多様性が豊かであることから、それらを育む干潟や藻場などの適切な保全が必要です。

一次産業は、本県の基幹産業であることから、その持続性を意識し、基盤である自然環境の保全に向けて、自然環境と共生した生産活動とする必要があります。

また、観光における自然資源の利用にあたっては、施設整備やその利用による自然環境への影響を最小限に抑えることや、来訪される方に地域の自然環境と暮らしとのつながりを理解いただくなど、自然環境に配慮した取組を進めることが必要です。

企業活動においては、生物多様性に配慮しないことは事業継続上のリスクの一つであることから、県内企業に対しても、生物多様性と事業とのつながりについて啓発し、生物多様性の恵みの利用を持続可能なものとする必要があります。

#### ◇取組

##### (1) 生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進

- ① 総合土壌診断に基づく適正施肥の普及啓発による健康な土づくりの推進
- ② 特別栽培農産物認証制度<sup>(※10)</sup>や環境保全型農業直接支払交付金<sup>(※11)</sup>の活用、農業生産工程管理(GAP)<sup>(※12)</sup>などによる有機栽培や農薬・化学肥料の使用を低減した環境にやさしい農業の推進
- ③ 農産物に表示される「有機JAS認証」、林産物に表示される「FSC森林認証」、水産物に表示される「マリン・エコラベル」などの各種認証制度の推進
- ④ 自然環境に配慮した活動の一環として生産された農産物に付加価値を付与するなどの取組の促進
- ⑤ 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に配慮した森づくりのための再生林や間伐対策の推進及び郷土樹種の樹下植栽や長伐期施業の推進、県産木材の利用促進
- ⑥ 漁業公害の防止や漁場環境の美化活動の推進による、海面、内水面漁場の環境の保全
- ⑦ 漁業対象となる海洋生物の適切な資源管理による海洋生物資源の維持推進

※10 特別栽培農産物認証制度：農薬や化学肥料を使わないか、その地域の一般的な栽培方法よりも使用量を5割以下に減らして栽培した農産物を「特別栽培農産物」として認証する制度

※11 環境保全型農業直接支払交付金：農薬や化学肥料をその地域の一般的な栽培方法よりも使用量を5割以下に減らしたうえで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組を実施した営農活動に対する支援制度

※12 農業生産工程管理(GAP)：農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

## 第5章 行動計画

### 戦略3 「自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る」

#### (2) 生物多様性保全型の観光利用の推進

- ① エコツーリズム<sup>(※13)</sup>の取組などによる観光における自然資源の持続可能な利用推進
- ② オーバーツーリズム<sup>(※14)</sup>対策の推進による自然環境に与える影響の低減

#### (3) 生物多様性に配慮した企業活動の促進

- ① 県内の各種事業者への「生物多様性民間参画ガイドライン<sup>(※15)</sup>（第3版）－ネイチャーポジティブ経営に向けて－」の普及及び生物多様性の保全への取組や認知度の向上
- ② 生物多様性の保全や配慮に取り組むことを、事業者がメリットと感じられる仕組みの維持・構築
- ③ 様々な生態系サービスの受益者が自然環境保全経費等を負担する仕組みづくりの検討
- ④ 森林資源や観光資源等生物多様性がもたらしている多様な恵み（生態系サービス）についての様々な手法を用いた経済的価値の評価
- ⑤ 白神山地地域の持続的発展を図るために白神山地を「学びの森」と位置つけた企業向け研修プログラムの活用による企業の環境保全活動等の推進
- ⑥ 民間企業等に自然共生サイトの制度を周知し、メリットや必要性を解説することで登録を促進〔重点〕

※13 エコツーリズム：地域にある自然資源を守りながら、持続的に利用することにより、地域の魅力向上による観光振興、地域活性化等に寄与することを目的とする観光のあり方

※14 オーバーツーリズム：特定の観光地において、観光客の著しい増加等が、市民生活や自然環境、景観等に対する負の影響を受忍できない程度にもたらしたり、旅行者にとっても満足度を大幅に低下させたりするような観光の状況

※15 生物多様性民間参画ガイドライン：事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針として環境省がとりまとめたもの

## 第5章 行動計画

### 戦略4 「自然を活用した社会課題の解決（NbS）に取り組む」

生物多様性の保全は、様々な社会課題と関係し、その解決に貢献しています。例えば、森林による土砂流出の防止機能や湿原による貯水機能などは今後予想される災害の激甚化への対策となり、森林や湿原等の生態系による二酸化炭素の吸収は気候変動の緩和に貢献しています。

自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応、防災・減災、地域経済の活性化、人獣共通感染症などの多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献する、自然を活用した解決策（NbS、Nature-based Solutions）を進める必要があります。

#### （3）自然の恵みを活かした防災・減災の推進

- 土砂崩れ等の自然災害を防止するための急傾斜地や斜面林の保全及び保護林帯の設置や適切な密度管理など、風倒木等による被害を軽減できる植林手法や樹林の維持管理

#### ◇取組

##### （1）生物多様性の観点からの地球温暖化防止対策の推進

- 青森県地球温暖化対策推進計画に基づくJ-クレジット制度<sup>(※16)</sup>の活用を通じた森林整備の促進など、生物多様性の保全に配慮した地球温暖化防止対策の推進

##### （2）地域の伝統的な食・産業・文化から得られる恵みを活用した振興の推進

- ① 世界自然遺産白神山地の貴重な自然や文化を次世代へ継承するための保全と活用を図る各種取組の実施
- ② 地産地消型のバイオマス資源の有効活用の推進

※16 J-クレジット制度：省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度

## 第5章 行動計画

### 戦略5 「野生鳥獣と人との調和共存を図る」

人口の減少やライフスタイルの変化に伴い、野生鳥獣と人との関係性が大きく変化してきていることから、調和共存を図るには、地域個体群の安定的な存続と、生活環境、農林水産業、生態系への被害の防止を基本に、様々な方法で対応する必要があります。

生息環境の悪化等により個体数を減少させている種がある一方、生活環境や農林水産業、生態系に被害を及ぼしている種もあります。このような種については、生息環境の保全管理や個体数の調整、被害防除などを組み合わせた総合的な対策が必要です。

個体数の管理や被害防除の担い手である狩猟者が高齢化等により減少していることから、新たな狩猟者の育成や、捕獲を専門的に行う事業者の育成など、担い手を確保する必要があります。

また、野生鳥獣の生息状況調査、野鳥などの違法捕獲・飼養の防止、傷病鳥獣の保護、鳥インフルエンザへの対応や耕作放棄地、荒廃森林の解消などの取組も進めていく必要があります。

#### ◇取組

##### (1) 野生鳥獣と人との関係性の再構築に向けた取組の推進

- ① 野生鳥獣の生態に基づいた接し方などの適切な情報発信
- ② 野生鳥獣による被害防止対策の総合的な実施及び野生鳥獣のエサとなるものを人の生活圏の中に放置しないなど、人と野生鳥獣との棲み分け促進による適切な関係づくり〔重点〕
- ③ 野生鳥獣による被害防除の担い手である狩猟者の確保、育成〔重点〕

##### (2) 野生鳥獣の適切な保護管理

- ① 鳥獣保護区の適切な指定及び鳥獣保護員の配置や標識の設置等を通じた野生鳥獣の保護
- ② 農林水産物、生活環境、生態系等への被害が深刻化している野生鳥獣について、科学的知見に基づく保護管理計画の策定及び個体数管理、生息環境管理、被害防除を効果的に組合わせた順応的な保護管理の実施
- ③ 指定管理鳥獣であるニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマの科学的かつ計画的な保護管理対策の実施〔重点〕

## 第5章 行動計画

### 戦略6 「健全な生態系の確保及び回復を図る」

生物の生息・生育地は、一度失われると再生させることは難しいことから、法律や条例等に基づく保全地域の指定や公有地化などによって確実に保全することが望まれます。また、指定した保全地域については、定期的な調査を実施し、適切な管理が必要です。

本県では、近年、風力発電所をはじめとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められており、これに伴う問題が顕在化していることから、「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」<sup>(※17)</sup>に基づき、地域・自然との共生を実現させる取組を進めています。

一方、ネイチャーポジティブの実現に向けた30by30目標<sup>(※18)</sup>の達成のためには、自然公園等の保護地域に加えて、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）による保全の取組を進める必要があります。

このほか、絶滅のおそれのある野生生物や生態系に影響を及ぼすおそれのある外来生物の現状を把握し、生態系の保全に繋げることが必要です。

#### ◇取組

(1) 県土（陸及び内陸水域）の30%以上を保全

- ① 各種制度により保護されている地域の適切な保全管理
- ② 「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」に基づく「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例（仮称）」による守るべき環境の保全〔重点〕
- ③ 自然公園の区域及び公園計画の点検による必要な見直しの実施

- ④ ベンセ湿原、コケヤチ湿原の維持管理を目的とした水位観測調査等の継続及び調査分析
- ⑤ 自然共生サイトであるベンセ湿原の維持管理のため、刈払いや木道整備等の実施〔重点〕
- ⑥ 湿地帯や湖沼、河川流域など生物多様性の保全上重要な地域の抽出
- ⑦ 国、関係自治体、企業、地域団体、教育機関など様々な主体の連携によるベンセ湿原、田代平湿原、仏沼の生物多様性保全活動の促進〔重点〕
- ⑧ 森林の多面的機能を発揮するための保安林制度による目的に応じた保安林の指定推進及び伐採や転用等に係る林地開発許可制度の適切な運用
- ⑨ 里海、里地、里山の保全のための農山漁村の定住対策、農林漁業の経営安定化対策、担い手対策、耕作放棄地対策などの総合的な推進
- ⑩ 森林の有する多面的機能を保全するための郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐・間伐等による森林の適正な整備、伐採跡地への再造林、松くい虫被害やナラ枯れ被害の防止対策の推進
- ⑪ 海岸清掃などによる漁場環境の保全や藻場の整備
- ⑫ 農林水産業や農山漁村の基盤整備を行う際の法面保護への在来種利用や地域の木材、土、石などの自然素材の優先利用による遺伝子攪乱や生態系の破壊への配慮
- ⑬ 休耕田やため池等を活用した生き物たちの生息・生育の場の創出など、生態系を再生する活動の促進

※17 自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想：自然環境と再生可能エネルギーの共生のあり方について、目指す姿とその前提を定めた構想

※18 30by30目標：2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

## 第5章 行動計画

### 戦略6 「健全な生態系の確保及び回復を図る」

- ⑭ 巨樹・古木等の生育状況や保全についての普及啓発及び鎮守の森や地域のシンボルとなっている巨樹・古木を緑の遺産として保全する取組の促進
- ⑮ 山から川、川から海、海から山へと循環する水の流れを一体ととらえた、山・川・海のつながりの保全と再生の推進
- ⑯ 県内の河川及び湖沼において水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定や十和田湖や小川原湖、十三湖、陸奥湾などの湖沼・海域等の水質保全対策の推進
- ⑰ 野生生物の生息・生育空間の連続性が確保された生態系ネットワークの保全推進

#### (2) 希少種の保全と外来種対策

- ① 「青森県レッドデータブック」「青森県外来種リスト」による県民への理解促進を通じた希少野生生物及び在来野生生物の保護推進
- ② 公共工事を所管する庁内各課が希少な生物の生息・生育地情報等を共有することにより計画段階から生物多様性への配慮が図られる体制の整備・強化
- ③ 学術上価値の高い野生動植物について、県天然記念物への指定などによる適切な保護
- ④ 国立・国定公園内における荒廃した植生の復元や生態系へ影響を及ぼしている外来種の防除対策の推進
- ⑤ 特定外来生物法等を踏まえた国、県、市町村、民間団体等との連携による外来生物の農林水産業や生態系などへの影響を防止する対策の推進
- ⑥ 希少種の保全や外来種の侵入・拡大を防止するための仕組みづくりの検討

# 第6章 推進体制と進行管理

## 1 推進体制

### (1) 戦略の担い手と求められる役割

#### ①県民

生物多様性が日常の暮らしと密接な関わりがあることを一人ひとりが意識し、次のような役割が期待されます。

- 地産地消、各種環境認証農林水産物、エシカル消費など、生物多様性の保全に配慮して生産された製品の購入
- 公共交通機関の利用や資源循環への取組など、幅広いエコ活動への参加
- バイオマスエネルギーや自然資源を有効活用した生活様式の取組
- 環境学習や自然観察、自然環境保全再生活動など生物多様性の保全や理解につながる活動への参加
- 地域社会の一員として、地域における自然環境保全再生活動に参加
- 侵略的外来生物を持ち込まない、放さない
- 希少種の採取、販売などは生物多様性の保全に配慮

#### ②地域（自治会・町内会等）

地域の生活環境でもある自然環境に対する地域住民の関心を高めるとともに、地域における自然環境の把握や、市町村等と連携した、生物多様性の保全に取り組む役割も期待されます。

- 地域住民に対する生物多様性の重要性の理解促進
- 多様な主体と連携した、地域における自然環境の把握と保全活動の実施

#### ③農林漁業者

次のように生物多様性に配慮した生産活動の取組の推進が期待されます。

- 環境にやさしい農業や資源管理型漁業
- 多様な森林づくり
- 人と野生鳥獣との棲み分けに基づく適切な関係構築

#### ④事業者

事業活動における生物多様性への配慮や社会貢献活動を通じて、次のような役割を果たすことが期待されます。

- 事業活動に必要な不可欠な生物多様性の理解のため、環境学習など生物多様性の保全や理解につながる活動への参加
- 生物多様性への配慮は企業活動の存続の前提であるとの認識に基づく、調達、生産、流通、廃棄などの企業活動における生物多様性保全への配慮
- 自社所有地などの活用や、自然環境の保全活動に取り組む団体などとの連携・協働など、自然環境の保全・再生活動の実施
- バイオマスなど自然資源を有効活用するための技術開発

#### ⑤NPO等の民間団体

地域における自然環境保全のリーダーとして、次のような役割を果たすことが期待されます。

- 県民や事業者などの多様な主体との連携・協働による自然環境の保全・再生活動の実施
- 地域の自然環境や野生生物の生息・生育状況の把握への協力

# 第6章 推進体制と進行管理

## 1 推進体制

### ⑥学校等の教育機関

小中高等学校及び社会教育機関における生物多様性に関する環境学習の取組や、地域や民間団体と連携した自然環境の保全再生活動を進めることが期待されます。

### ⑦専門家や研究機関

生物多様性に関する科学的情報・知見を活かした情報収集・発信・助言・指導など、各主体が実施する普及啓発や保護活動等への支援が期待されます。

### ⑧市町村

地域の自然や社会的条件に応じた施策を、地域住民と一体となって取り組む役割が期待されます。

- 地域の特性に合わせた生物多様性地域戦略の策定及び各種計画への生物多様性の保全の反映
- 学校や公共施設、各種インフラ整備における自然環境への配慮
- 地域住民に対する生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性を支える活動などを担う人財の育成
- 法や条例による地域指定などによる貴重な自然の保全
- 事業者やNPOなどの取組への支援

### ⑨県

本戦略に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を、様々な主体と連携をとりながら推進していく役割を担います。

- 本戦略の実現に向けた各主体への働きかけや連携・調整と進行管理

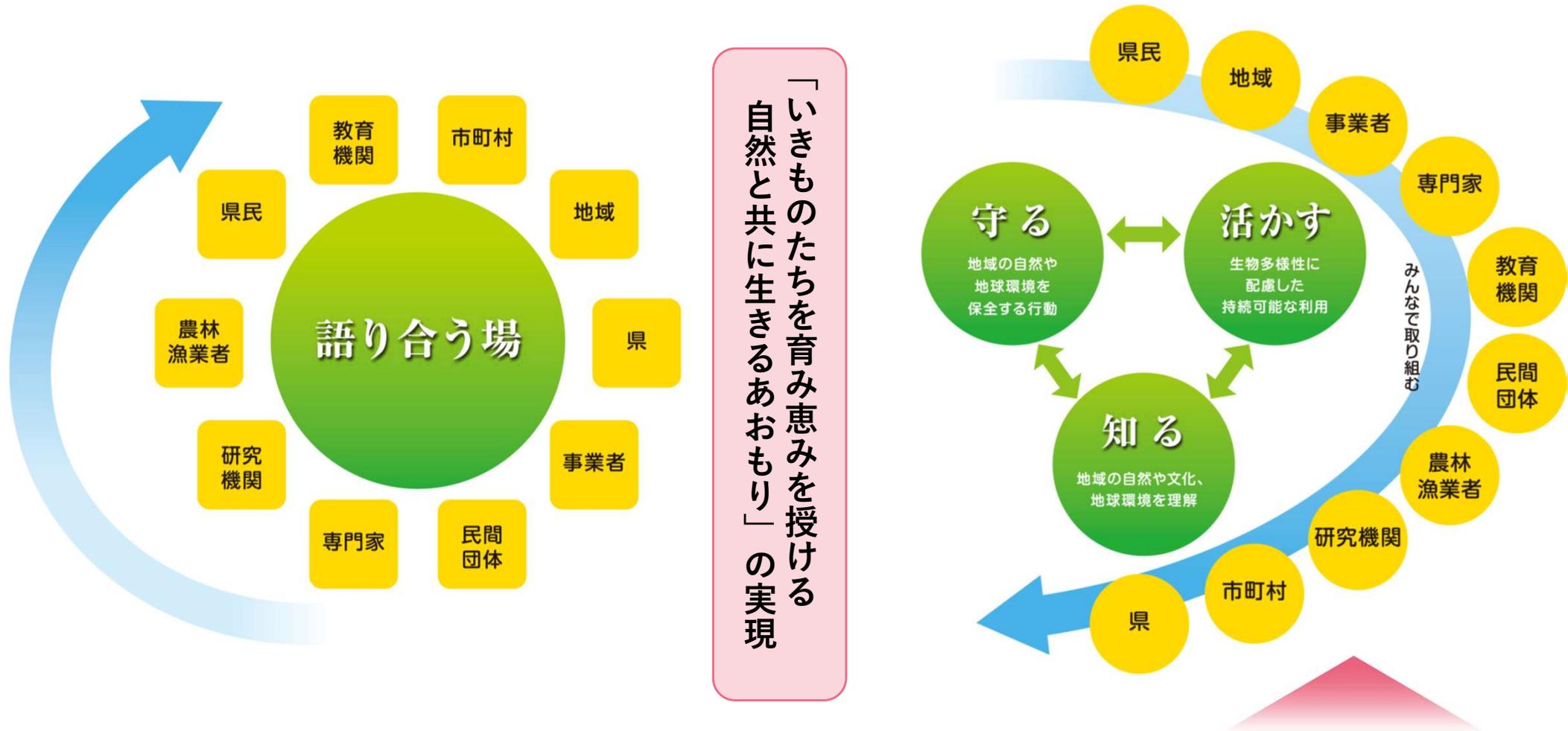
- 生物多様性に関する施策の基礎となる自然環境や野生生物に関する情報収集
- 生物多様性の重要性の普及啓発と保全意識を育む、環境教育の推進
- 生物多様性を支える活動などを担う人財の育成
- 各種制度による貴重な自然の保全
- 各種計画等への生物多様性の保全の反映
- 県が管理する施設等や公共事業における自然環境への配慮
- 事業者やNPOなどの取組への支援

## 第6章 推進体制と進行管理

### 1 推進体制

#### (2) 各主体との連携協働

県民、NPO等、行政機関、事業者、教育機関、専門家や研究機関等の各主体と連携・協働して地域戦略を推進します。

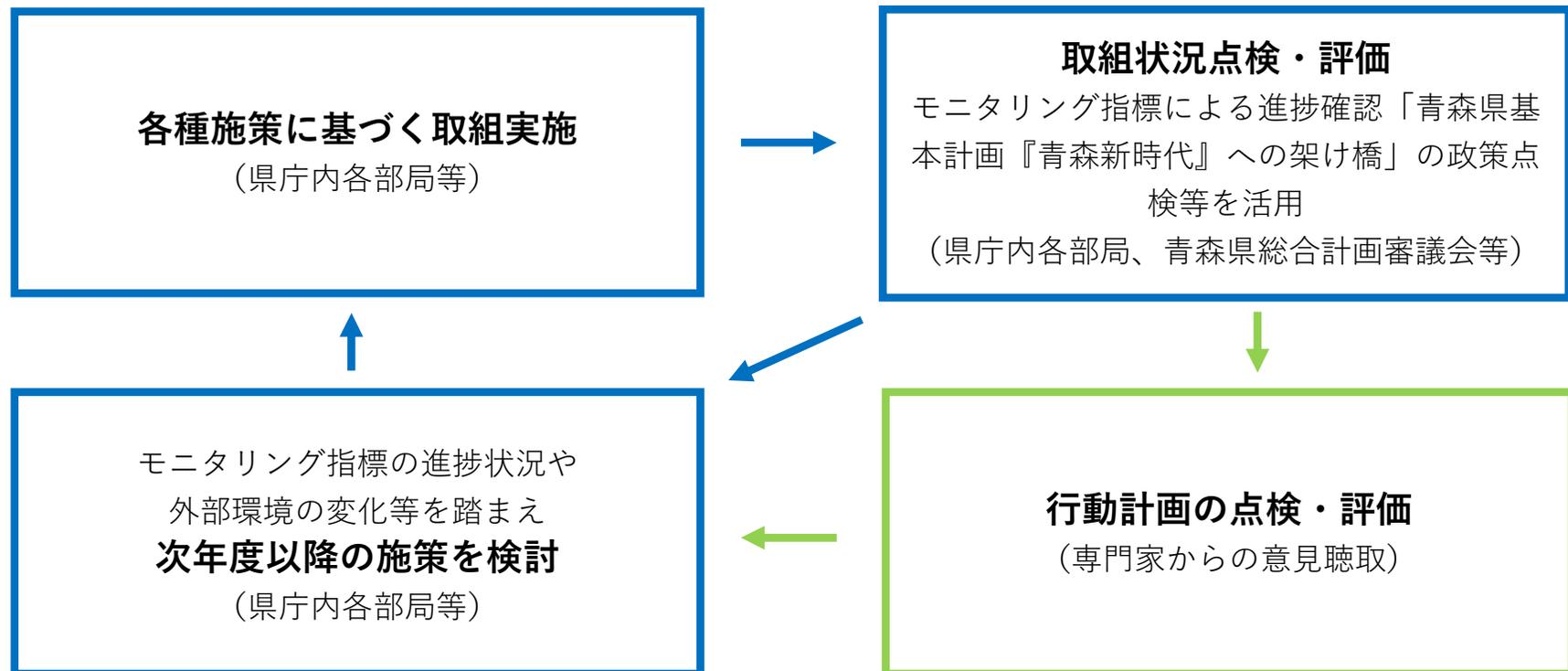


# 第6章 推進体制と進行管理

## 2 進行管理

### (1) 戦略の進行管理

- モニタリング指標を設定し、毎年度施策の進捗状況を把握します。
- モニタリング指標による進捗確認に加え、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」の政策点検等を活用して、施策の取組状況を点検・評価し、その時点で最も適切と思われる取組の方向性を見定め、戦略の目指す姿の実現に向け、施策を着実に推進します。
- 施策の取組状況の点検・評価に当たっては、OODAループ及び順応的管理の考え方を活用します。
- 取組状況の点検・評価結果を基に、次年度以降の施策を検討する際には、モニタリング指標の進捗状況や外部環境の変化等を踏まえ、臨機応変に対応します。
- 短期目標を2030年度としていることから、これに合わせて専門家からの意見を聴取し、行動計画の点検・評価を行い、評価結果に基づき、戦略の見直しを行います。
- 国の政策等外部環境の変化などがあった場合は、必要に応じて施策やモニタリング指標を補完するなど、臨機応変に対応します。



青枠部分は毎年度実施する。緑枠部分は2030年度を目途に実施する。

# 第6章 推進体制と進行管理

## 2 進行管理

### (2) モニタリング指標

行動計画に基づく施策の進捗状況を確認するため、モニタリング指標を設定することとし、目標達成状況を明瞭化することで、課題の把握と現状の解析を行います。

なお、モニタリング指標は、目標を達成するか、目標値を超えることが望ましい指標としています。

NO	戦略	指標	現況	目標	備考
1	1(1),6(2)	希少種リスト及び外来種リストの改定	－	改定(R12)	
2	1(1)	自然環境関連施設における情報共有及び知見の集積のための施設間ネットワークの構築	－	構築(R12)	
3	1(2), 1(3)	県白神山地ビジターセンター及び県立自然ふれあいセンターにおける自然体験事業参加者数	610人(R5)	700人(R10)	
4	2(1)	各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合	29.6%(R4)	50% (R12)	
5	2(2)	人財データベースの構築	－	構築(R12)	
6	3(1)	GAP認証取得件数	44件(R5)	45件(R8)	
7	3(1)	有機農業の取組面積	554ha(R4)	900ha(R8)	
8	3(1)	県特別栽培農産物取組面積	485ha(R4)	700ha(R8)	
9	3(1),6(1)	再造林率	32%(R4)	40%(R10)	
10	3(1)	海面漁業漁獲量	117,029t (R5)	現状を維持(R12)	県統計
11	3(1)	内水面漁業漁獲量	2,799t (R5)	現状を維持(R12)	農水省統計
12	4(2)	農林水産業で発生するバイオマス利用率 (稲わら、りんご剪定枝、間伐材、家畜排せつ物等)	86.3%(R2)	89.7%(R7)	
13	5(1),5(2)	野生鳥獣による農作物被害面積	14.08ha(R4)	現状を維持(R12)	
14	5(1)	狩猟免許所持者数	1,888人(R5)	2,300人(R12)	
15	6(1)	県内の陸域及び内陸水域の保護地域とOECM (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の総面積	174,702ha(R5)	290,000ha(R12)	県面積の30%
16	6(1)	自然共生サイト認定数	1か所(R5)	8か所(R12)	